

NEWS LQUEST

平成20年9月号(第109号)

社会保険労務士法人 エルクエスト

□池田事務所 池田市菅原町3-1

□大阪事務所 大阪市西区西本町1-12-19-701



夏の暑さもやわらぎ、朝・晩は過ごしやすくなってきましたが、昼間はまだ暑さが残っていますね。夏はたくさんイベント事がありましたが、皆様は今年の夏はどのように過ごされましたでしょうか？

私は趣味で吹奏楽器をしており、今年の夏は毎年開催される吹奏楽コンクールに出場しました。休日はほとんどコンクールの練習で、大阪府大会・関西大会へと進み、全国大会まで進むことはできませんでしたが、ひと夏の思い出にはなりました。秋はオーケストラに挑戦です♪

これから朝・昼・晩の温度差が激しくなってきますので体調管理には気をつけてくださいね。

(椿原)

おしらせ

★★ 厚生年金保険料率の改定について ★★

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成20年9月分(同年10月納付分)から平成21年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

●一般の被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行 14.996%	⇒	平成20年9月分～ 15.350%
労使折半負担	7.498%	⇒	7.675%

※坑内員、農林漁業、基金につきましては、当法人の社員にお尋ねください。

★★ 最低賃金額の改定 ★★

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して行われた最低賃金改定額についての答申によれば、東京・大阪・愛知などのAランク地区は15円が最低賃金改定の目安とされていました。しかし、東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、東京都最低賃金(地域別最低賃金)を、10月19日から27円引き上げて、時間額766円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。金額の決定はされていませんが、2年連続での大幅な引上げが実現することにより、地方や一定の職種においては最低賃金割れの問題が数多く噴出することが懸念されます。

- 東京都 739円→766円(引上げ額27円)
- 大阪府 731円→748円(引上げ額17円)
- 愛知県 714円→731円(引上げ額17円)

(奥村)

第3期法人目標	奥村
長寿医療制度について	椿原
所内勉強会報告(電子申請)	鈴木

第3期法人目標

夏祭り

毎年今年の夏は暑かったと言うのですが、今年も暑かったですねえ。皆様はお変わりありませんか？

オリンピックの開催された今年の夏はテレビの放映時間も良く、しっかりL I V Eで見ました。皆様も十分に堪能されましたか？

さて、夏の祭りと言えば、屋台、浴衣、花火、盆踊りをイメージします。炎天下での準備や提灯の明かりの下での祭りの間は暑かったけど、祭りが終わった薄暗い楽策の時の充実感、達成感や解放感、一緒した仲間との会話、そして冷えたビールが懐かしいです。

新年度が始まります

私どもは10月から法人としては3期目に入ります。普通の企業なら3期の中期計画を立て目標に向かって走っていると思います。今まで私どもは社会保険労務士事務所の域を抜けませんでした。お客様には伝えるのですが、自分たちは中々目標に向かって一直線になることなどありませんでした。

しかし、私はおお客様の企業の取締役にさせて頂いたり、上場会社の事業計画などを見ていると、伸びる企業には計画と実行とスパイスがあると思います。私たちも3期目に入り、法人のバランススコアカードを作成し、池田と大阪事務所にやるべき事を落とし、個人目標に落とし込みを行います。きっと、10月までには、全員が第3期の法人目標と部門目標そして個人目標を手帳に記載していると思います。(スパイスって気になりますか？私どもの社員と考えてくれませんか)

私どものサービス

第3期は、法人としてやるべきことをキチンと行うために「委員会制度」を充実させます。今までも委員会を設けていたのですが、委員会でのやるべき事も個人目標に落としています。委員会からの発信を受けて他の社員が、お客様に対して一段上のサービスを行えるようにしたいと思います。特に注目して頂きたいことは、提案制度・電子申

請です。提案制度は、お客様に情報を提供することです。あまり必要ないなあと思われるかもしれませんが、お聞きください。そして不足だと思われる点は質問して下さい。それで足りない場合は「もっと良い提案を持ってこい！」と注文して下さい。

また、電子申請は今後の個人情報の管理が厳しさを増し、個人情報で紙ベースのやり取りが問題とされる前に対応したいと思います。ご協力をお願いします。

そして、私どもは、社員の労働時間の短縮を進めます。労働時間の短縮と売上高は反比例することを証明できるようになりたいと思います。これは将来お客様に公開出来ればと思います。

目標達成の結果

最後になりましたが、8月22日に長年お世話になっておりますお客様がジャスダックに上場されました。この場を借りてお祝い申し上げます。このお客様も幾つもの目標を達成されて上場となったと思います。目標(夢)は叶う。また、努力は報われると言った、オリンピック選手を思い浮かべました。

お客様の従業員もオリンピック選手も、そして私どもの社員も、目標の達成をクリアする喜びを味わってほしいと思います。私どもの社員が毎回の人事考課の時にオリンピックと同じような達成感を感じてくれたら、この喜びをお客様の従業員にもお分けすると思います。

私どもは、上記のサービスをキチンと行え、そして氾濫しているIPO・M&A・事業承継などもお客様に伝えることが出来るように「仕入」をしたいと思います。

お客様に、真夏の夜の夢と言われぬように・・・。

(奥村)



長寿医療制度(後期高齢者医療制度) について

はじめまして、5月から大阪事務所で働かせていただいております、椿原です。毎日勉強の日々ですが、とても充実しております。今回、長寿医療制度について調べてみました。

世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大します。これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、長い議論を経て、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う長寿医療制度が導入されました。

75歳以上を対象に4月から導入され何かと話題になっている「後期高齢者医療制度」ですが、民主、共産、社民、国民新の野党4党は「後期高齢者医療制度廃止法案」を参議院に提出し、6月上旬の本会議で賛成多数で可決され、衆議院に送られました。これに対し、与党は、衆議院で否決や廃案とはせずに継続審議とする方針を示しています。世論に配慮するためだといわれています。今回は6月に決定された改善策をご紹介します。



平成20年6月に決定された改善策

- ・一人当たり定額の保険料
被保険者全員が年金収入年80万円以下の世帯については、来年度からは均等割部分の9割(今年度は8割5分)が軽減されます。
- ・所得に応じた保険料
住民税非課税のような所得の低い方(年金収入で153万円から211万円まで)は、半分程度に軽減。

保険料の口座振替

次の場合は市区町村で手続きいただくと、口座振替で納められるようになりました。

①これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が口座振替で支払う場

合。

②世帯主・配偶者が、本人(年金180万円未満の方)に代わって納める場合。

※世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

天引きの見直しの実施時期については、早くても今年の10月以降のようです。

医療サービス

今までと同じ医療を受けることができ、加えて、お医者さんや看護師さん・歯医者さんや薬剤師さんによる家庭への訪問が充実するなど、より丁寧な医療が受けられるようになります。

こうした医療について、ご自身の選んだ担当医が継続して支えてくれます。

必ず誰か担当医を決めなければならないというわけではありませんが、身近に相談できる担当医が必要な方はお医者さんに申し出る必要があります。(高齢者担当医)

担当医を持つことで個々人にふさわしい治療計画・生活を重視した丁寧な医療・飲み合わせの悪い服薬も防げます。

これから益々高齢化社会になると言われていますが、高齢者だけでなく、全年齢層が安心してできる医療制度・サービスが今後充実して欲しいと私は思いました。

(椿原)



所内勉強会報告

平成20年7月31日(木)に当法人で開催された勉強会の内容についてご紹介致します。

テーマ

「提出代行に関する証明書を用いた電子申請について」

電子申請とは

電子申請とは、事務所等に設置しているパソコンと行政をインターネットで結び、手続きを電子的に行う申請方法です。

申請者は厚生労働省の電子申請・届出システムにより電子データを送信します。送信されたデータは、書面による申請・届出を処理する行政機関と同じ行政機関へ電子的に配信され審査等が行われます。申請・届出と同様に公文書取得についても、行政機関の窓口に出向くことなくインターネットを経由して、厚生労働省から電子的な公文書を取得することができます。

社会保険労務士が事業主に代わり電子申請をする場合

今までは、事業主の電子署名に代えて、事業主の共通「ID・PW」(労働局から交付)を付せば特定の手続きについては社会保険労務士の電子署名のみで電子申請が可能でしたが、平成20年6月23日から、共通「ID・PW」の取得が不要となる「送信代理」が新たに開始されました。

共通「ID・PW」では、1ヵ月半程度の期間が必要でしたが、今後は、事業主から「提出代行に関する証明書」をもらったその日から電子申請を行うことが可能になります。

「提出代行に関する証明書」の様式について

「提出代行に関する証明書」の様式は下記の2種類があります。

- ①包括的な手続きにかかわるもの「継続委託用」
- ②個別の手続き(算定基礎に限定など「個別委託用」)

①継続委託用

委託範囲が包括的で、委託期間に特段の定めを設けていない場合(既に事業主との間に業務委託契約を締結している場合)に使用します。

②個別委託用

個別の手続きに限定してスポットで委託を受けた場合(事業主との間に業務委託契約を締結していない場合)に使用します。

まとめ

今までより、電子申請の手続きが簡便化されました。しかし、被保険者本人の電子署名が必要な手続きに関しては(離職証明書等)いままで通り書類での提出の方が早いでしょう。

その他、ご不明な点がございましたら当法人担当者までご連絡下さい。

(発表者 鈴木)



☆☆ホームページのお知らせ☆☆

当法人のホームページに個人情報保護方針を掲載致しました。

<http://www.lquest.biz/>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆